

取組・事業の推進に当たって必要な国の支援措置等

提案主体名		京都市				
提案プロジェクト名		国内外を先導する「新産業創出」プロジェクト(仮称)				
① 財政上、金融上の支援措置、規制の特例措置(緩和・強化)、その他の支援措置、税制のグリーン化						
(a) 財政上の支援措置						
番号	求める措置の具体的内容 (250字以内)	事業の実施内容・提案理由 ^{※2} (700字以内)	この措置が必要となる取組・事業 ^{※3}		その他(特記事項) ^{※4}	
1	実証実験, 研究開発への支援	地球環境問題の解決に寄与する次世代素材・部材産業の育成に係る実証実験への支援, 研究開発資金の支援	(1)新産業育成			
2	研究開発拠点の運営経費に対する財政支援	地域における優れた技術シーズを実用化まで確実に橋渡しする研究開発拠点の運営経費に対する財政支援(施設運営費, コーディネーター人件費, 研究機器整備費等)	(1)新産業育成			
(b) 金融上の支援措置						
番号	求める措置の具体的内容 (250字以内)	事業の実施内容・提案理由 ^{※2} (700字以内)	この措置が必要となる取組・事業 ^{※3}		その他(特記事項) ^{※4}	
(c) 規制の特例措置(緩和・強化)						
番号	求める措置の具体的内容 (250字以内)	事業の実施内容・提案理由 ^{※2} (700字以内)	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	この措置が必要となる取組・事業 ^{※3}	その他(特記事項) ^{※4}
1	工場立地法の適用除外	新規投資の推進及び建替えによる環境対応型工場等の立地促進のための敷地内緑地確保規制の緩和(太陽光パネルの緑地換算等)	工場立地法	経済産業省	(1)新産業育成	総合特区提案
2	外国人研究者の出入国手続きの簡素化, 外国人研究者・家族の在留資格要件の緩和	・ポイント制の導入により, 一定の条件を満たす外国人研究者の出入国手続きを簡素化する。 ・外国人研究者とその家族が在留資格を取得するための各種の要件を緩和する。	出入国管理及び難民認定法	法務省	(2)高度人材交流拠点構想	総合特区提案
3	外国人医師による医療行為に関する医師免許制度等の規制緩和	日本での医師免許を持たない外国人医師の医療行為は禁止されているが, 外国人研究者・留学生等を対象に条件を緩和して, 安心して医療を受けられる環境を整備する。	医師法	厚生労働省	(2)高度人材交流拠点構想	総合特区提案
4	新たな市民出資制度に係る金融商品取引法の規制緩和	環境未来都市推進計画に定められた事業の実施のため, 一般市民等の不特定多数からの円滑な出資を可能とする仕組みとして, 新たな資本出資制度(市民ファンド)を創設する。 市民ファンドは, 匿名組合契約などの手法により出資を受けた資金を用いて事業を実施し, 事業から得られる果実により配当を行う。 幅広い市民から資金を集め, ファンドを組成して事業を行う方法として, 大きく寄付型と出資型(配当型)とがある。寄付型については, 償還を行う必要がなく, 簡素な手続きで実施可能であるが, 寄付者の善意に頼ったものであり, 相当規模の資金を集めることは困難である。一方, 出資型については, 事業から生じるキャッシュフローにより償還と配当を行うことを前提としており, 相当程度の資金を集めることも可能であるが, 金融商品取引法など投資家保護目的の法規制を受けるため, ファンドの組成・運用に係るコストが大きくなり, 採算性のあるファンドを組成することが難しくなるという課題がある。 このため, 新たな資本出資制度を創設し, 環境未来都市構想の実現に資する幅広い市民参加による市民ファンドの組成を容易化する。 また, 市民ファンドの組成に当たっては, 金融商品取引法における第二種金融商品取引業の登録を不要とする。	金融商品取引法	金融庁	(3)産業のグリーン化を進める制度の導入	
(d) 取組に必要なその他の支援措置						
番号	求める措置の具体的内容 (250字以内)	事業の実施内容・提案理由 ^{※2} (700字以内)	この措置が必要となる取組・事業 ^{※3}		その他(特記事項) ^{※4}	
(e) 税制のグリーン化						
番号	求める措置の具体的内容 (250字以内)	事業の実施内容・提案理由 ^{※2} (700字以内)	税目	この措置が必要となる取組・事業 ^{※3}	その他(特記事項) ^{※4}	
1	立地企業に対する法人税減免	企業の新規立地に対する法人税減免(5年間)と設備投資(新規立地した企業の設備投資に対し, 早期償却を認める特別償却制度等)への支援	法人税	(1)新産業育成	総合特区提案	
2	新たな市民出資制度に係る出資者に対する税制優遇	出資した個人に対し, 出資額を所得控除できることとする。(地域活性化総合特区)	所得税	(3)産業のグリーン化を進める制度の導入	総合特区提案	

3	新たな市民出資制度に係る出資により組成したファンドに対する税制優遇	・事業資産の投資税額控除又は特別償却をできることとする。(国際戦略総合特区) ・事業資産として不動産等を取得する際に、一定の要件を満たすと登録免許税(1/2、租税特別措置法で規定)や不動産取得税(1/2、地方税法施行令附則で規定)の減免を認める。(資産流動化法による特定目的会社と同じ)	法人税	(3)産業のグリーン化を進める制度の導入	総合特区提案
---	-----------------------------------	--	-----	----------------------	--------

② ①の従来型の支援措置と異なる形での支援措置(効果的かつ効率的な取組・事業を推進するために必要な支援措置)

番号	求める措置の具体的内容※1 (250字以内)	事業の実施内容・提案理由※2 (700字以内)	この措置が必要となる取組・事業※3	その他(特記事項)※4
----	---------------------------	-------------------------	-------------------	-------------

- ※1 「求める措置の具体的内容」は、250字以内で簡潔に記入してください。また、支援等対象者(実施主体)、支援等対象とする事業を明記してください。
 ※2 「事業の実施内容・提案理由」は、700字以内で記載してください。それを超える場合は、別様に記載の上添付し、「その他(特記事項)」欄に『別紙 事業内容書あり』等と記載してください。
 ※3 「この措置が必要となる取組・事業」には別紙様式1の④に掲げた取組・事業のうち、本措置が関連する取組・事業の「番号」及び「取組・事業の名称」を記入してください。
 ※4 当該措置について参考資料を添付する場合、「その他(特記事項)」欄に記入してください。